

# 指宿市経営改善計画

令和5年9月

総務部 経営改善推進室



第1章	指宿市経営改善計画の趣旨	
第1節	策定の目的	1
第2節	計画の期間	1
第2章	指宿市の財政状況	
第1節	将来負担比率	2
第2節	市債残高	3
第3節	基金残高	4
第4節	経常収支比率	5
第3章	持続可能な行財政基盤の構築	
第1節	財政運営のあるべき指針と目標	6
第2節	目標達成に向けた2つの基本原則と3つの視点	9
第4章	実施計画	
第1節	安定的・効率的な財政運営の推進	10
1	財政計画に基づいた財政運営	
2	事務事業等の見直し	
3	徴収額向上対策及び税外債権管理の強化	
4	ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の推進	
5	広告事業の推進	
6	市有財産の積極的な活用	
7	使用料・手数料等の適正化	
第2節	総人件費の抑制	17
1	職員数の適正管理と人材育成	
2	多様な任用形態の活用	
3	給与等の適正管理	
4	組織機構の見直し	
第3節	公共施設等の管理・運営の最適化	23
1	指宿市公共施設等総合管理計画の進捗管理	
2	公共施設等の長寿命化	
3	公共施設の再編・統合の推進	
4	公共施設等の運営方法の適正化	
第4節	自治体DXの推進	27
1	各種行政手続きのデジタル化	
2	システム標準化・共通化及び内部管理業務の見直し等の推進	
第5節	広域連携や第三セクター等の有効活用による業務の推進	29
1	一部事務組合の効率的運営の推進	
2	第三セクター等の経営健全化	

# 第1章 指宿市経営改善計画の趣旨

## 第1節 策定の目的

人口減少や少子高齢化に伴い、令和12年の本市の人口は現在より約4千人減少し、高齢化率が約42.3%まで上昇することが見込まれており、社会保障関係費の増加に伴う財政負担や生産年齢人口の減少による市税の増収が期待できないなど、厳しい状況が予測されています。

また、合併特例債<sup>※</sup>等を活用し整備した、公共施設の整備費の償還が本格的に始まることや、既存の公共施設等の老朽化に伴う多額の更新費用が必要になることが見込まれるなど、中長期的に市の財政に大きな影響を与える課題に直面することになります。

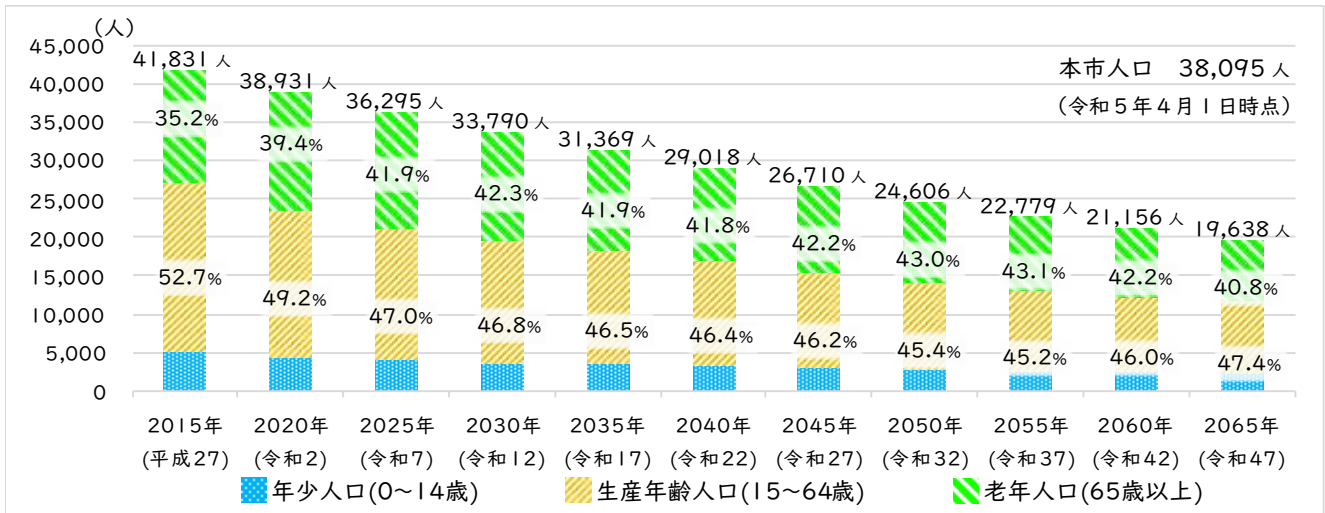
このようなことから、歳入は減少し、歳出は増加が見込まれるなか、これまでと同様の財政運営を行っていくことは困難になることが予想され、今、この時期を逃すと本市の財政を立て直すことが極めて難しくなります。

このため、実施事業については前例踏襲で行うのではなく、「選択と集中」の視点を持ち、より大きな効果が期待できる事業へと抜本的に見直すとともに、人口減少を見据えた職員数の縮減を図っていく必要があります。

さらに、自治体DX<sup>※</sup>を推進させることで、住民の利便性を向上させつつ業務の効率化を図るための業務プロセスの見直し（BPR<sup>※</sup>）や事業の見直しも必要となります。

「入るを量りて出ざるを制す」この方針のもと、財政を歳入と歳出の両面から改革を行うことで、次世代の負担ができる限り軽いものになり、機動的な財政出動が可能な状態となるように、羅針盤となる本計画を策定し、市民の理解を求めながら職員一丸となって持続可能な行財政基盤の構築に向けて、着実な経営改善を進めてまいります。

（参考）第二期指宿市人口ビジョンに基づく将来人口推計



## 第2節 計画の期間

令和5年度から令和12年度まで

### ※ 合併特例債

合併した市町村が、市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積み立てに要する経費について、合併年度及びこれに続く15年間、借り入れることのできる地方債。

### ※ DX 英語：Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。

情報技術の浸透により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

### ※ BPR 英語：Business Process Re-engineering（ビジネスプロセスリエンジニアリング）の略。

既存の業務内容や業務フロー、組織構造を全面的に見直し、再設計すること。

## 第2章 指宿市の財政状況

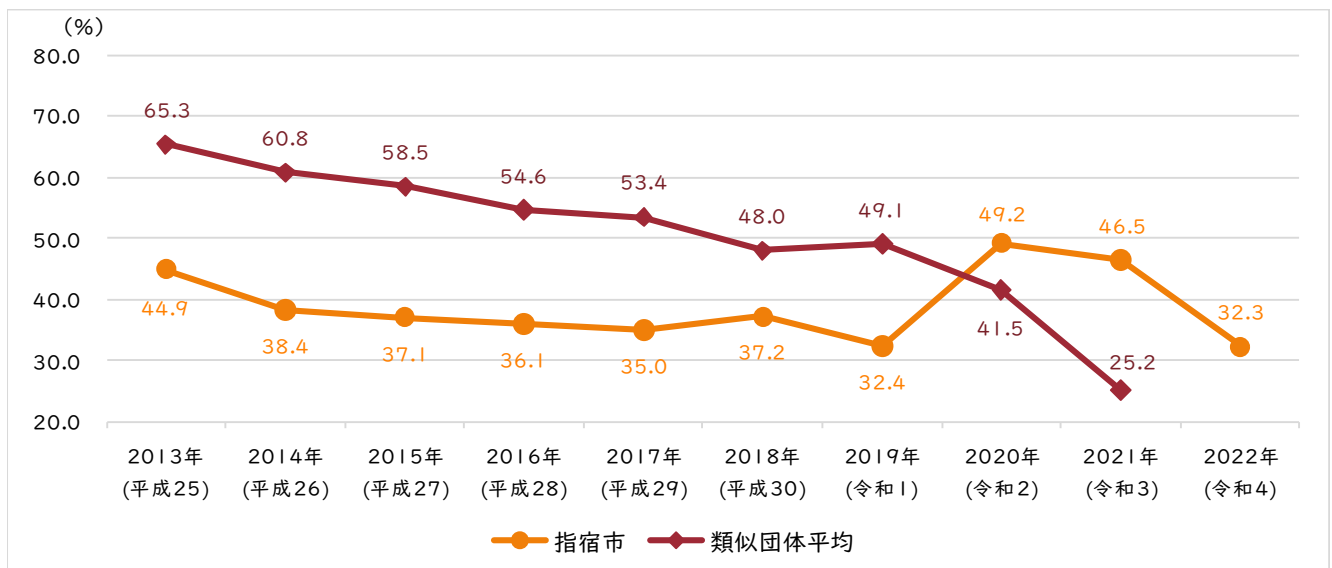
### 第1節 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を表します。一般会計等の借入金（市債）や公営企業、一部事務組合、第三セクター等※に対して将来支払っていく可能性のある現時点での負担額の残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標と言えます。

本市の将来負担比率は、令和元年度までは減少傾向にありましたが、近年の公共施設等の新設、改修等に伴い市債残高が増加したことが影響し、令和2年度と令和3年度は40%を超えています。類似団体※との比較では令和2年度から類似団体平均より将来負担比率は高くなっており、県内19市においては将来負担比率がゼロ若しくはマイナスとなっている市が多くある中、指宿市は高い方から3番目に位置している状況です。

今後も公共施設の老朽化に伴う更新及び長寿命化に係る市債の借入や、公営企業における設備の更新及び長寿命化に係る公債費の増加に伴う公営企業への繰出額の増加が見込まれることから、償還元金の範囲内による新規市債借入を徹底するとともに、充当可能な基金への積立額の増加を図ることにより、将来負担比率ゼロを目指して財政運営を進める必要があります。

(参考) 指宿市と類似団体（平均）の将来負担比率の推移



#### ※ 類似団体

人口及び産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類し、当該団体と同じグループに属する団体。

指宿市と同じグループ（類似団体区分「I-1」：人口50,000人未満、産業構造2次・3次80%以上かつ3次60%未満）に属する団体は、鹿児島県内では、指宿市、枕崎市、阿久根市、西之表市、垂水市、曾於市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市の10市。

#### ※ 第三セクター等（本市該当：指宿市土地開発公社）

地域振興やまちづくりなどの公共的な事業を行うことを目的として、国または地方公共団体と民間企業等の共同出資によって設立された事業体のこと。

## 第2章 指宿市の財政状況

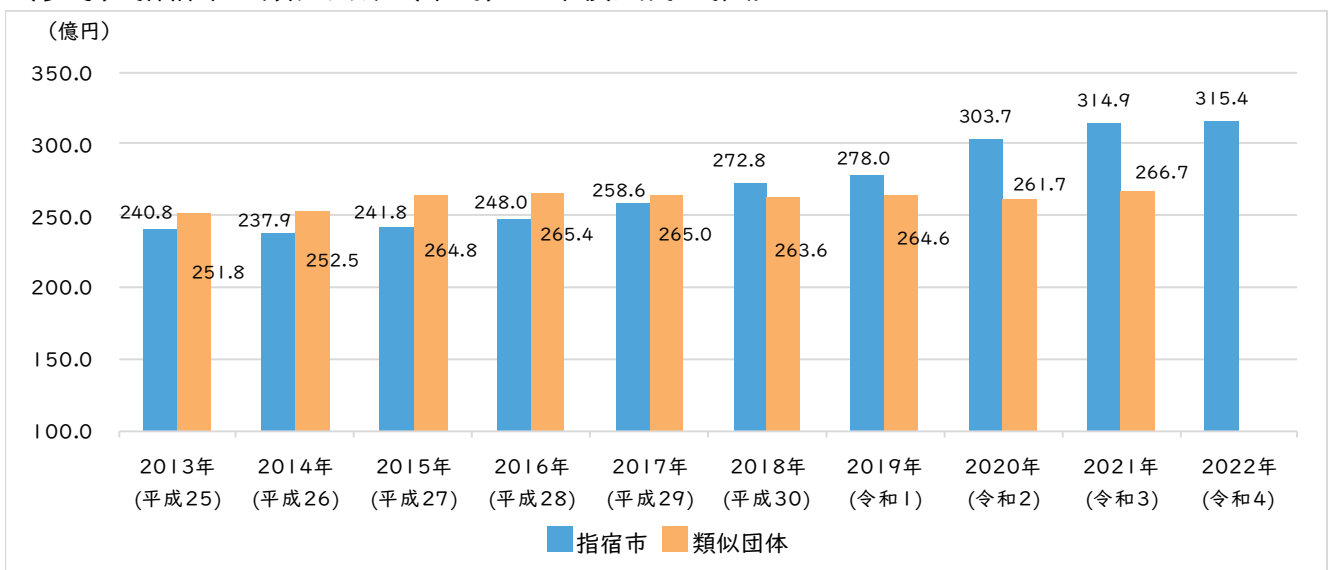
### 第2節 市債残高

指宿市の市債残高は、令和4年度末で約315億4,000万円となっており、平成25年度と比較して74億6,000万円増加しています。これは平成27年度から実施した公共施設の新設及び更新に係る大型事業によるものが大きな要因です。

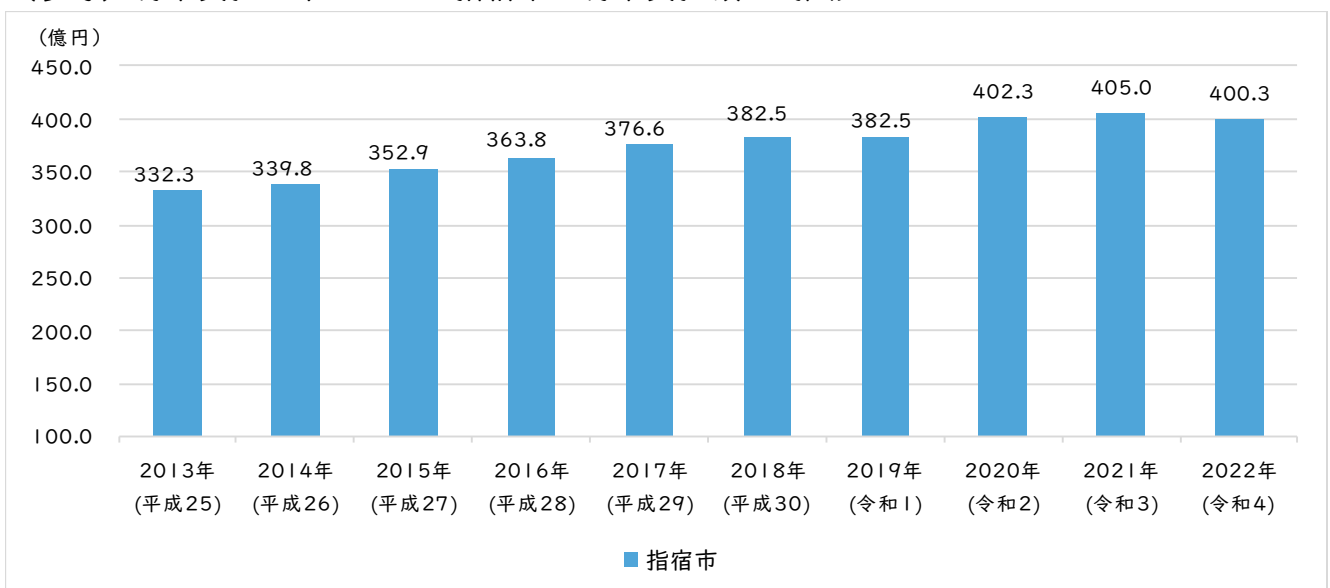
類似団体との比較では、平成30年度から類似団体平均より市債残高は高くなっており、令和3年度末で約48億円もの開きがあります。

今後も公共施設の老朽化に伴う更新及び長寿命化の実施が見込まれることから、事業を精査し、償還元金の範囲内による市債借入を行うことを原則として市債残高を抑制するとともに、減債基金残高の確保にも努め、財政の健全化を図る必要があります。

#### (参考) 指宿市と類似団体(平均)の市債残高の推移



#### (参考) 将来負担比率における指宿市の将来負担額<sup>※</sup>の推移



<sup>※</sup> 将来負担額

市債残高に公営企業や一部事務組合などの負債額を加えたもので、将来負担比率を算定する際に分子の一部となる額。

## 第2章 指宿市の財政状況

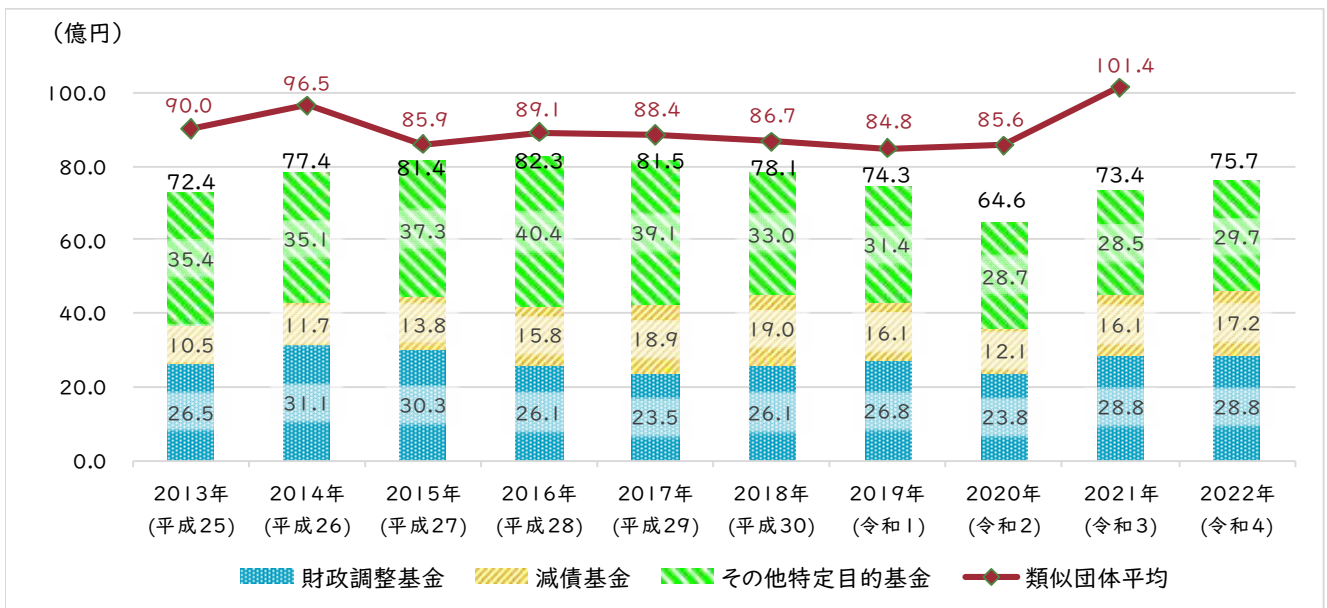
### 第3節 基金残高

指宿市の基金残高は、ここ10年におけるピークである平成28年度末の82億3,000万円に比べ、令和4年度末は75億7,000万円と6億6,000万円減少しており、令和3年度末において類似団体平均と比較して20億円以上少ない状況です。

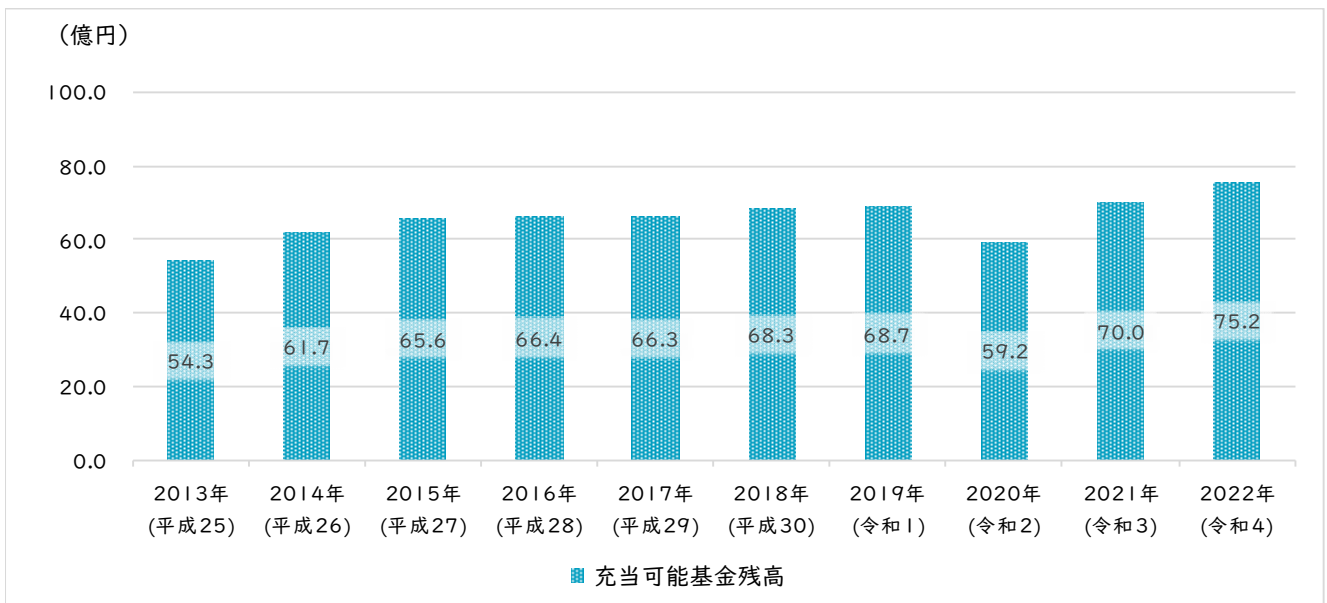
年度間の財源調整の役割を果たす財政調整基金は、例年当初予算編成時に歳入不足分を財政調整基金から繰り入れて予算編成している状況であることから、歳入に見合った歳出にとどめる予算編成に取り組むことで、財政調整基金の繰入に頼らない財政構造を構築する必要があります。

ふるさと応援基金についても、ふるさと納税の更なる推進により積立額の増額を図りたいと考えています。

(参考) 指宿市（一般会計保有の18基金）と類似団体（平均）の基金残高の推移



(参考) 将来負担比率算定の際、将来負担額から控除される基金残高の推移



※ 将来負担比率算定の際に用いられる基金残高は、合併まちづくり基金を除く一般会計で保有する基金のほか、国民健康保険・介護保険特別会計財政調整基金など27基金の合計となっています。

## 第2章 指宿市の財政状況

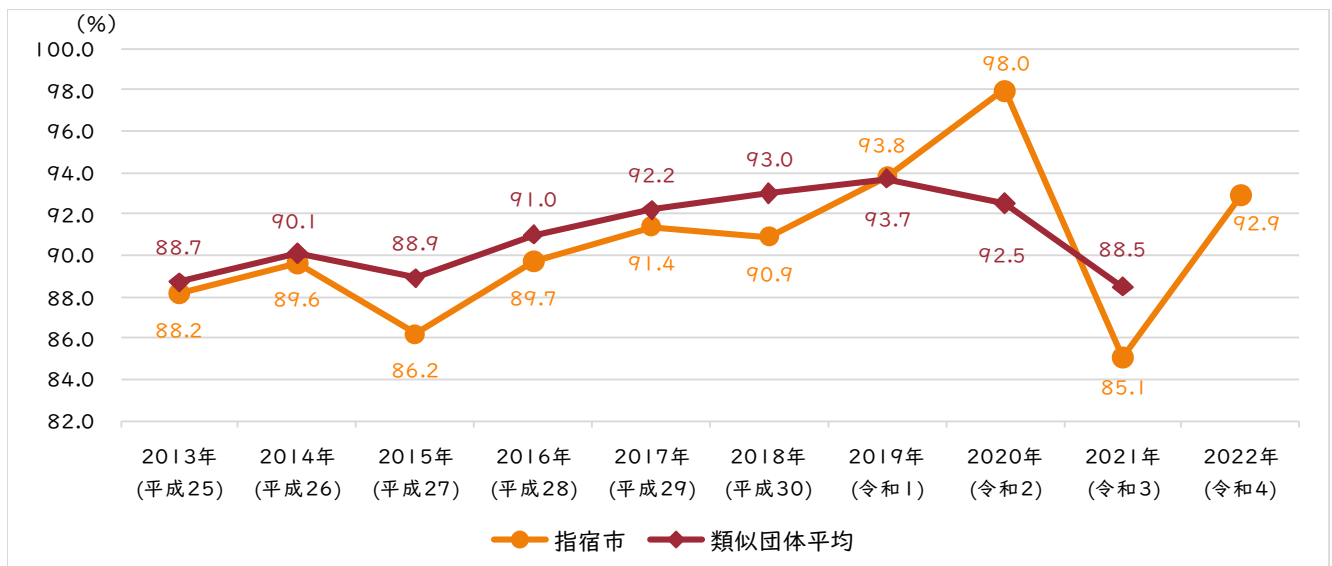
### 第4節 経常収支比率

経常収支比率とは、人件費や公債費、扶助費など経常的に支出される経費に対し、市税や地方交付税などの経常的な収入が、どの程度費やされているかを示したものです。経常収支比率が100%を超えると、基金の取り崩しや市債の借入を行わなければ経常的な行政サービスの財源が確保できないこととなります。一般的に経常収支比率は、70～80%が標準的とされ、80%を超えると財政構造の硬直化が進んでいるとされています。

本市の経常収支比率は、平成18年の合併当初は90%代後半から100%を超える年度がありましたが、職員の定員適正化計画に基づく職員数の削減などの財政改善を図り、平成24年度以降は80%代後半から90%代前半で推移しています。

令和4年度の本市の経常収支比率は90%を超えていることから、財政構造の硬直化が進んでおり、新たな行政サービスを行う余裕が少ない状態になっていると言えます。

(参考) 指宿市と類似団体(平均)の経常収支比率の推移



※ 令和2年度における経常収支比率が98.0%と突出して増加した理由は、令和2年度の普通交付税の算定において、約5億円の錯誤があり、普通交付税が過少に交付されたためです。

翌年度に錯誤分が精算されたため、令和3年度の経常収支比率は85.1%と大幅に減少しています。



### 第3章 持続可能な行財政基盤の構築

#### 第1節 財政運営のあるべき指針と目標

指 針：将来に財政負担を先送りしない健全な財政運営を目指します。

基本目標：将来負担比率「ゼロ」を目指します。

(単位：%)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
将来負担比率	32.3	26.5	22.4	20.5	16.6	12.5	7.8	3.7	△1.2

目 標 1：令和4年度対比で令和12年度に将来負担額を43億円以上抑制します。

(単位：億円)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
将来負担額	400.3	390.4	382.0	381.0	373.2	366.6	360.2	357.1	357.2
対令和4年度	—	△9.9	△18.3	△19.3	△27.1	△33.7	△40.1	△43.2	△43.1

目 標 2：令和4年度対比で令和12年度に基金残高を20億円以上増やします。

(単位：億円)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
基金残高	75.2	78.0	79.6	81.2	82.7	84.9	87.7	90.8	95.8
対令和4年度	—	2.8	4.4	6.0	7.5	9.7	12.5	15.6	20.6

目 標 3：経常収支比率について、90%以下を目指します。

(単位：%)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
経常収支比率	92.9	91.0	91.8	91.9	91.9	91.4	91.1	90.8	89.6

## 指宿市財政計画（令和5年度～令和12年度）

### 【歳入】

（百万円）

区 分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
市 税	4,026	4,151	4,125	4,027	4,044	4,023	3,928	3,925	3,906	3,815
地方譲与税・交付金	1,458	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
地方交付税	9,045	8,405	8,405	8,479	8,466	8,482	8,553	8,555	8,569	8,637
分担金・負担金	104	120	125	125	125	125	125	125	125	125
使用料・手数料	416	493	493	493	493	493	493	493	493	493
国庫支出金	5,956	4,468	3,953	3,989	4,024	4,061	4,097	4,134	4,172	4,209
県支出金	1,979	2,050	2,049	2,069	2,089	2,110	2,131	2,151	2,173	2,194
財産収入・寄附金	1,554	1,797	2,077	2,077	2,077	2,077	2,077	2,077	2,077	2,077
繰入金	875	1,399	1,150	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
繰越金	569	779	695	400	400	400	400	400	400	400
諸収入	424	392	400	400	400	400	400	400	400	400
市 債	3,901	2,770	2,629	2,656	3,257	2,643	2,706	2,754	2,795	2,794
歳入合計	30,307	28,124	27,401	27,064	27,726	27,163	27,260	27,365	27,460	27,495

※ 繰入金には、財政調整基金からの繰入を含む。

### 【歳出】

（百万円）

区 分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12		
義務的経費	人件費	3,480	3,712	3,639	3,602	3,607	3,607	3,543	3,536	3,497	3,511	
	扶助費	6,018	5,210	5,176	5,026	5,076	5,127	5,178	5,230	5,282	5,335	
	公債費	2,870	2,796	3,013	3,046	2,941	3,045	3,122	3,180	3,231	3,235	
	小 計	12,368	11,718	11,828	11,674	11,624	11,779	11,843	11,946	12,010	12,081	
投資的経費	普通建設事業費	5,676	3,967	3,765	3,804	3,964	3,785	3,875	3,944	4,003	4,001	
	災害復旧事業費	50	96	50	50	50	50	50	50	50	50	
	小 計	5,726	4,063	3,815	3,854	4,014	3,835	3,925	3,994	4,053	4,051	
その他経費	物件費等	物件費	3,724	3,590	3,690	3,664	3,655	3,858	3,892	3,694	3,766	3,234
		維持補修費	100	104	100	100	100	100	100	100	100	100
		補助費等	3,022	3,560	3,345	3,328	3,936	3,236	3,115	3,219	3,102	3,435
		小 計	6,846	7,254	7,135	7,092	7,691	7,194	7,107	7,013	6,968	6,769
	積立金	1,214	914	1,233	1,110	1,105	1,105	1,169	1,226	1,265	1,450	
	投資・出資金貸付金	59	139	143	143	145	145	145	145	145	145	
	繰出金	2,655	2,585	2,447	2,392	2,346	2,305	2,270	2,241	2,218	2,198	
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
歳出合計	28,868	26,673	26,601	26,264	26,926	26,363	26,460	26,565	26,660	26,695		

### 【歳入歳出差引】

（百万円）

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
歳入 - 歳出	1,439	1,451	800	800	800	800	800	800	800	800

## 【基金】

(百万円)

種 類	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
財政調整基金	2,879	2,883	2,890	2,895	2,895	2,895	2,895	2,895	2,895	2,895
減債基金	1,610	1,719	1,719	1,719	1,719	1,719	1,719	1,719	1,719	1,969
公共施設整備基金	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
ふるさと応援基金	1,083	1,395	1,612	2,012	2,312	2,562	2,812	3,062	3,312	3,562
その他基金	1,321	1,417	1,476	1,231	1,086	991	960	986	1,051	1,051
合 計	6,996	7,517	7,800	7,960	8,115	8,270	8,489	8,765	9,080	9,580

## 【負債】

(百万円)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
残 高	40,498	40,026	39,042	38,199	38,101	37,319	36,664	36,015	35,709	35,724

## 【指数】

(%)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
経常収支比率	85.1	92.9	91.0	91.8	91.9	91.9	91.4	91.1	90.8	89.6
将来負担比率	46.5	32.3	26.5	22.4	20.5	16.6	12.5	7.8	3.7	△ 1.2

(参考) 歳入歳出の区分別等の積算根拠等

【個人市民税】：生産年齢人口の減少率を考慮し、微減で推計。(毎年△2.8%)

【法人市民税】：R5～R6年度はR4年度決算額と同額。以降は新型コロナ前のR元年度と同額で推計。

【固定資産税】：過去の収入済額実績により、評価替年、その翌年、その翌々年の対前年比を求め、それぞれ対前年比の△2.6%、+1.7%、+0.9%とし見込額を算出。

【軽自動車税・たばこ税】：R7年度以降は、人口減少率を考慮し推計。(毎年△1.58%)

【入湯税】：R5～R6年度はR4年度決算額と同額。以降は新型コロナ前のR元年度と同額で推計。

【地方譲与税・交付金】：R4年度決算額と同額で推計。

【地方交付税】：R5決算額をベースに市民税減少分を加味して加算。

【国・県支出金、分担金等】：普通建設事業費の国県補助はR5以降同額とした。扶助費分の国県補助については歳出伸び見込から算出した額を加算し算出。

【市 債】：償還元金の9割とした。ただし、R7年度については、指宿南九州消防組合の消防救急デジタル無線更新費用を別途加味し算出。

【繰入金】：決算剰余で財政調整基金に積み立てられる所要額とふるさと応援基金を活用。R7年度までは、合併まちづくり基金を活用。

【人件費】：定員適正化計画に基づき算定。

【扶助費】：R2決算をベースに1%の伸びで積算。

【公債費】：市債借入額に応じて算定。

【普通建設事業費】：R4年度決算額をベースに地方債発行の割合を乗じて算定。

【物件費】：事務事業等の見直しなどによる歳出削減を加味して算定。

【維持補修費】：施設の老朽化により年次的に維持補修が必要であるが、規模が大きい場合は普通建設事業となるため、R5年度以降同額で算出。

【補助費等】：広域組合等の事業計画をベースに算定。R7年度は指宿南九州消防組合への消防指令センター更新事業に係る負担金の増額を見込んで算出。

【積立金】：ふるさと応援基金は、ふるさと納税20.5億円のうち、繰入分を除く2億円を積み立てた。

【投資及び出資金、貸付金】：主に公共下水道事業の元金償還に係る財源不足分を見込んでいる。

【繰出金】：他会計への繰出金については、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に記載されている総人口(推計)の増減率を考慮し試算。

【予備費】：他の款項目へ充用して使用する性格のものであり、決算額を試算した計画としているため、財政計画上は0円。

## 第3章 持続可能な行財政基盤の構築

### 第2節 目標達成に向けた2つの基本原則と3つの視点

財政運営のあるべき指針のもと目標を達成するために、持続可能な財政運営に向けて将来の財政見通しを立てながら、事務事業等の不断の見直しや積極的な歳入確保に努めるとともに、中長期を見据えた公共施設の管理運営を実施し、限られた経営資源※の中で真に必要な行政サービスを効率的に展開することが必要です。

そのようなことから、次の2つの基本原則と3つの視点から改革に取り組み、次世代の負担ができる限り軽くなることを目指します。

#### 基本原則①

「収入（歳入）の範囲内で支出（歳出）を抑える。」

“基金の繰入に頼らない財政構造を構築する。”

#### 基本原則②

「借金（市債）はこれ以上増やさない。」

“償還元金の範囲内で市債借入を行う。”

#### 視点① 持続可能な財政運営

質の高い行政サービスを継続的に実施していくためには、安定的・効率的な財政運営が不可欠です。そのために、将来の財政見通しを立てながら、事務事業等の不断の見直しや積極的な歳入確保に加え、総人件費の抑制に努め、次世代につなぐ安定的な財政基盤の構築を図るための改革に取り組みます。

#### 視点② 公共施設等の管理・運営の最適化

公共施設等の老朽化や市民ニーズの変化に対応していくため、個別施設計画等に基づき、長寿命化、集約化、用途廃止等の施設管理を年次的に行うとともに、民間活力の活用等の効率的な管理手法の検討など、限られた経営資源の中でインフラを維持し市民生活に必要な行政サービスを継続して提供できるよう、公共施設等の管理・運営の最適化を推進します。

#### 視点③ 行政サービスの質の向上と効率化

防災・教育・福祉・経済活動などの市民が生活する上で、あらゆる場面において、デジタル技術を活用し、市民生活の質の向上を図るとともに、限られた経営資源の中で、真に必要な行政サービスを効率的に展開するため、デジタル技術の活用や業務プロセスの見直しの取組等を積極的に推進します。

また、消防・救急やごみ・し尿処理等の広域行政事務や第三セクター等についても、引き続き効率化を図ります。

※ 経営資源

行政運営をしていく上で必要不可欠なもの。人材、人脈、施設、技術、財政、信用、知恵など。

## 第4章 実施計画 ～持続可能な財政運営～

### 第1節 安定的・効率的な財政運営の推進

計画的な財政運営を行うために指宿市財政計画を策定し、実質的な負担を重視した市債管理を行い、基金を適正に積み立てることで足腰の強い財政基盤を構築します。

また、歳入増加に向けた取組として、市税や税外収入の徴収率向上対策の強化を図るとともに、ふるさと納税や広告事業の推進、市有財産の有効活用、使用料・手数料等の適正化等により、自主財源の確保に努めます。

#### 1. 1 財政計画に基づいた財政運営

##### 【基本的な考え方】

財政計画に基づいた財政運営を行うために、経営改善計画に掲げた取組を順次実施していくとともに、各年度の当初予算編成は財政計画に基づき、編成方針を定め実施します。

##### 【具体的な取組】

#### ① 財政計画に基づく財政運営

国の『経済財政運営と改革の基本方針』などを参考に策定した、財政計画に基づいた財政運営を行います。

#### ② 計画的な基金積立と活用

不測の事態に対応できる財政運営に向け、決算剰余金等による計画的かつ着実な積立てを継続します。

##### 【スケジュール】

項目	実施時期	
	令和5年度	令和6年度～令和12年度
1. 1 財政計画に基づいた財政運営		
① 財政計画に基づく財政運営	手法の検討	財政計画に基づく財政運営
② 計画的な基金積立と活用		計画的な基金積立と活用

1. 2 事務事業等の見直し

【基本的な考え方】

限られた経営資源を無駄なく効率的に活用し、市民に真に必要とされている事業に集中的に投入するために、事業優先度評価を行います。

また、従来の事務事業等評価も並行して行い、「公益性」、「必要性」、「有効性」の3つの基本原則に基づき事業見直しを行い、新規事業の立ち上げにあたっては、スクラップ・アンド・ビルド※を徹底します。

【具体的な取組】

① 事業優先度評価の実施

各施策を達成するための事業に対して優先度をつけ、事業効果に基づき選別することで、優先度の低い事業を廃止・縮小します。

② 事務事業評価の実施

前年度評価で「改善」と評価した事業や、市単独事業のうち評価対象事業を選定し事務事業評価を行います。

③ 定期的な補助金等評価の実施

『指宿市補助金等の適正化に関する条例』に基づき、「改善」や「縮小」と評価した補助金等を中心に3年を超えない範囲で、定期的な見直しを実施します。

④ スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規事業については、同種事業の徹底的な見直しを実施し、原則、廃止・終了した事業の予算内で事業を立ち上げます。

【スケジュール】

項目	実施時期	
	令和5年度	令和6年度～令和12年度
1. 2 事務事業等の見直し		
① 事業優先度評価の実施	手法の検討	事業優先度評価の実施
② 事務事業評価の実施	事務事業評価の実施	
③ 定期的な補助金等評価の実施	補助金等評価の実施	
④ スクラップ・アンド・ビルドの徹底	スクラップ・アンド・ビルドの徹底	

※ スクラップ・アンド・ビルド

時代の要請に応じられなくなった制度やシステムを改正あるいは廃止し、新しい時代の要請に応えられるよう再構築すること。

事業を新設（ビルド）する場合は、その事業に相当する既存の事業の見直し等（スクラップ）により、全体として行政の肥大化を防ぐもの。

1. 3 徴収額向上対策及び税外債権管理の強化

【基本的な考え方】

市税等の徴収額向上対策については、『指宿市滞納整理基本方針』に基づき、徴収強化と適切な滞納処分を実施します。

税外債権<sup>※</sup>については、徴収強化を図り、滞納処分や強制執行の検討を行います。

【具体的な取組】

① 市税等の徴収強化及び滞納処分の強化

令和3年度に策定した『指宿市滞納整理基本方針』に基づき、市税等の徴収強化と滞納処分の強化に取り組み、令和4年度の徴収率94.5%を令和12年度までに、県下19市平均の97.2%以上とすることを目指します。

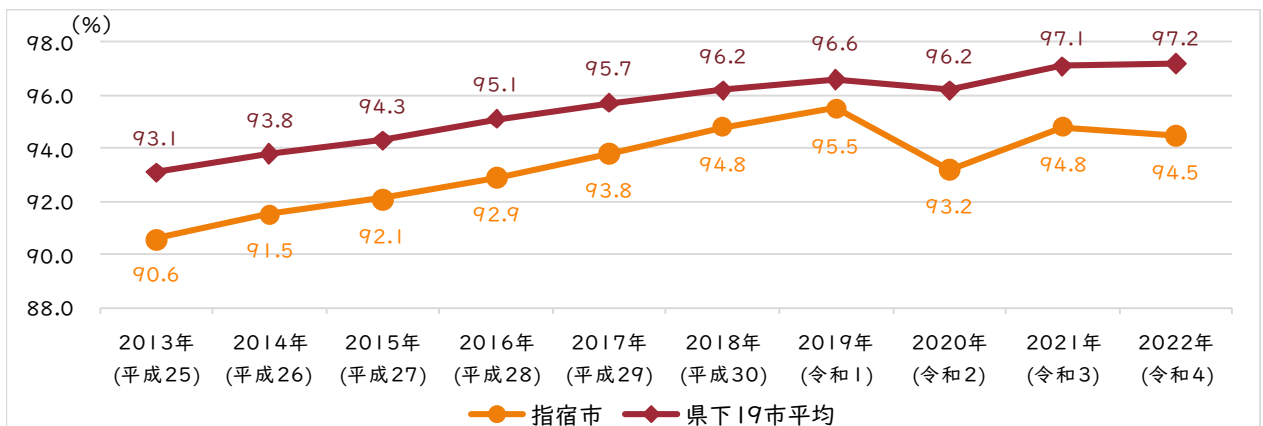
② 税外債権の徴収強化

債権に応じて適切な徴収対策を検討し、保育料や下水道使用料、下水道事業受益者負担金、道路占用料などの徴収可能な滞納については、市税等と連携し滞納処分を行い、それ以外の債権については、司法手続きの実施の検討を行います。

【スケジュール】

項目	実施時期
	令和5年度～令和12年度
1. 3 徴収率向上対策及び税外債権管理の強化	
① 市税等の徴収強化及び滞納処分の強化	指宿市滞納整理基本方針に基づく徴収・滞納処分の強化
② 税外債権の徴収強化	保育料などの市税等と連携した徴収及び滞納処分強化の検討・実施
	市営住宅使用料などの支払督促及び司法手続きの検討・実施

(参考) 指宿市と県下19市(平均)の徴収率の推移



※ 税外債権

債権のうち地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権以外の債権。

1. 4 ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の推進

【基本的な考え方】

ふるさと納税については、魅力ある返礼品の企画・開発を行うとともに、指宿ファンを増やす取組を継続的に実施します。

また、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）※については、関係企業等に地域再生計画に掲げる事業を案内するとともに、制度の積極的な活用を働きかけます。

【具体的な取組】

- ① ふるさと納税返礼品の魅力向上  
返礼品取扱事業者等と連携し、ニーズに対応した魅力ある返礼品の企画・開発を進め、新たな寄附者及びリピーターの増加に努めます。
- ② クラウドファンディング型ふるさと納税※の取組  
各部署と連携し、本市の課題を解決する具体的な事業として、多くの寄附者に賛同いただけるクラウドファンディング型ふるさと納税に取り組みます。
- ③ トップセールスの実施  
郷土会や関係企業等を訪問し、ふるさと納税による寄附及び企業版ふるさと納税の活用などトップセールスを実施します。
- ④ 指宿市企業版ふるさと納税基金条例（仮称）の制定  
寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため、基金の設置を行います。

【スケジュール】

項目	実施時期	
	令和5年度	令和6年度～令和12年度
1. 4 ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の推進		
① ふるさと納税返礼品の魅力向上	魅力ある返礼品の企画・開発	
② クラウドファンディング型ふるさと納税の取組	対象となる具体的な事業の検討・実施	
③ トップセールスの実施	トップセールスの実施	
④ 指宿市企業版ふるさと納税基金条例（仮称）の制定	条例の制定	基金の活用

※ 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）

国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対し企業が寄附を行った場合に、法人税関係税から税額を控除する制度。企業版ふるさと納税に係る税額控除の特例措置の適用期間は令和6年度末まで。

※ クラウドファンディング型ふるさと納税

地方公共団体が抱える課題を解決するために、寄附金の使い道をより具体的にし、共感した方から寄附金を募る仕組み。本市においては、山川砂むし保養施設のり面復旧事業で活用。（令和5年9月1日現在）



1.5 広告事業の推進

【基本的な考え方】

『指宿市有料広告等掲載取扱要綱』に基づき、新たな広告料収入の確保に努めます。  
また、公共施設等のネーミングライツ※の導入を行います。

【具体的な取組】

① 新たな広告事業の実施

現在、広報紙やホームページで実施している広告事業について、公用車を活用した広告募集など、他自治体の事例について情報収集を行いながら、本市の実情に合った新たな歳入確保に取り組みます。

② 公共施設等へのネーミングライツ導入

新たな歳入確保策の手段として、『指宿市ネーミングライツ導入ガイドライン』に基づき、市が所有する施設へのネーミングライツ導入に取り組みます。

【スケジュール】

項目	実施時期	
	令和5年度	令和6年度～令和12年度
1.5 広告事業の推進		
① 新たな広告事業の実施	公用車への導入検討・試行	公用車への本格導入 新たな歳入確保策の検討・実施
② 公共施設等へのネーミングライツ導入	手法の検討	先行施設への導入 公共施設等への導入

※ ネーミングライツ

市が所有する施設等の契約期間内における愛称を付ける権利を売却し、市民サービスの向上や地域経済の活性化を図るとともに、施設の維持管理経費の一部として財源の確保をするもの。

1. 6 市有財産の積極的な活用

【基本的な考え方】

未利用財産の積極的な活用を図るとともに、活用が見込めないものは売却等の処分を進めます。

【具体的な取組】

① 未利用財産の有効活用・処分

建物については、各施設の個別施設計画に基づき、効果的・効率的活用を図るとともに、活用が見込めないものについては解体や売却等を進めながら、維持管理費用や将来の建替え・更新費用の抑制を図ります。

土地については、有効活用等により維持管理費用の縮減を図るとともに、売却可能な土地については売却を進めます。

② 学校跡地の利活用等

『指宿市学校跡地利活用等基本方針』に基づき、地域、行政、民間事業者による利活用を進め、地域活性化につながる利活用方策を検討します。

また、老朽化等により安全上問題がある施設等は、解体・撤去後に更地となる跡地の売却等を検討します。

【スケジュール】

項目	実施時期
	令和5年度～令和12年度
1. 6 市有財産の積極的な活用	
① 未利用財産の有効活用・処分	未利用財産の有効活用・処分の推進
② 学校跡地の利活用等	学校跡地の利活用推進・利活用方策、撤去等の検討

1.7 使用料・手数料等の適正化

【基本的な考え方】

受益と負担の公平性を確保しながら、施設運営と行政サービスの改善を行うため、使用料・手数料等の適正化を図ります。

【具体的な取組】

① 使用料・手数料の見直し

『使用料・手数料等の見直しに関する基本方針』に基づく、5年ごとの見直しサイクルが令和5年度となることから、公共施設の使用料及び証明書発行等にかかる手数料の見直しを実施します。

指定管理者制度を導入している施設については、事業者を募集する年度に合わせて使用料の見直しを実施します。

② 公営企業料金の見直し

水道事業・公共下水道事業・温泉供給事業については、健全で効率的な経営を実現するための中長期的な経営の基本計画である、それぞれの経営戦略に基づき事業運営を行うとともに、収支計画に基づく収支状況や将来の事業環境を見据えた料金改定を実施します。

【スケジュール】

項目	実施時期			
	令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度	令和12年度
1.7 使用料・手数料等の適正化				
① 使用料・手数料の見直し	見直し 検討	料金改定 周知期間	見直した使用料・ 手数料の適用期間	
		見直し 検討	料金改定 周知期間	見直した使用料・ 手数料の適用期間
	令和5年度～令和6年度	令和7年度	令和8年度～令和12年度	
② 公営企業料金 の見直し (水道事業)	水道事業経営戦略に基づく事業運営			
		料金改定の検討・実施		
②' 公営企業料金 の見直し (公共下水道事業)	公共下水道事業経営戦略に基づく事業運営			
		料金改定の検討・実施		
②'' 公営企業料金 の見直し (温泉供給事業)	温泉供給事業経営戦略に基づく事業運営			
		料金改定の検討・実施		

## 第2節 総人件費の抑制

本市の人口減少や定年の段階的な引き上げを踏まえた定員適正化計画<sup>\*</sup>を策定し、職員数の適正な管理に努めるとともに、会計年度任用職員<sup>\*</sup>等についても効率的な配置を行いながら総人件費の抑制を図ります。

また、国家公務員の給与制度及び人事院勧告<sup>\*</sup>等に準じた適正な給与制度を運用するとともに、働き方改革<sup>\*</sup>の観点から時間外勤務の縮減に取り組みます。

併せて、市職員が担うべき役割や業務の整理・見直しを行い、組織機構のスリム化を図ります。

### 2. 1 職員数の適正管理と人材育成

#### 【基本的な考え方】

人口減少の進行を見据えた適正な職員数とするために、効率的な人員配置による人件費の抑制を重点的に取り組む項目として掲げ、職員が担うべき役割や業務の整理・見直しを行い、引き続き、新規事業に対するスクラップ・アンド・ビルドの徹底や民間委託等の積極的な活用、自治体DXや業務プロセスの見直し等による事務の効率化・簡素化、市民協働<sup>\*</sup>の推進などを図ります。

また、これらの取組を進める中で、住民サービスの低下を招くことのないように、効率的な組織機構の構築、職員の意識改革及び能力の向上に努め、職員の働き方改革の観点から、時間外勤務の縮減等を図りながら、人口減少などの環境変化や、職員の年齢構成、定年の段階的な引き上げを踏まえた定員適正化計画に基づき、適正な職員数の管理及び新規採用職員の確保に努めます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 定員適正化計画の策定及び計画に基づく運用

本市における職員数は、これまで第一次及び第二次集中改革プラン<sup>\*</sup>並びに定員適正化計画に基づいて、平成17年度から平成27年度までの11年間において、160人を削減してきました。(平成28年4月時点での職員数は439名)

平成28年度以降については、権限移譲<sup>\*</sup>や第二次総合振興計画、新規プロジェクトの推進、定年延長に係る法整備の状況など、業務の実情に応じた定員管理を行ってきました。(令和5年4月時点の職員数は455名)

今後、本市の将来人口推計を基に、類似団体の職員数との適切な比較を行いながら、定年の段階的な引き上げを踏まえた上で、定員適正化計画に基づく、職員数の適正管理に取り組みます。

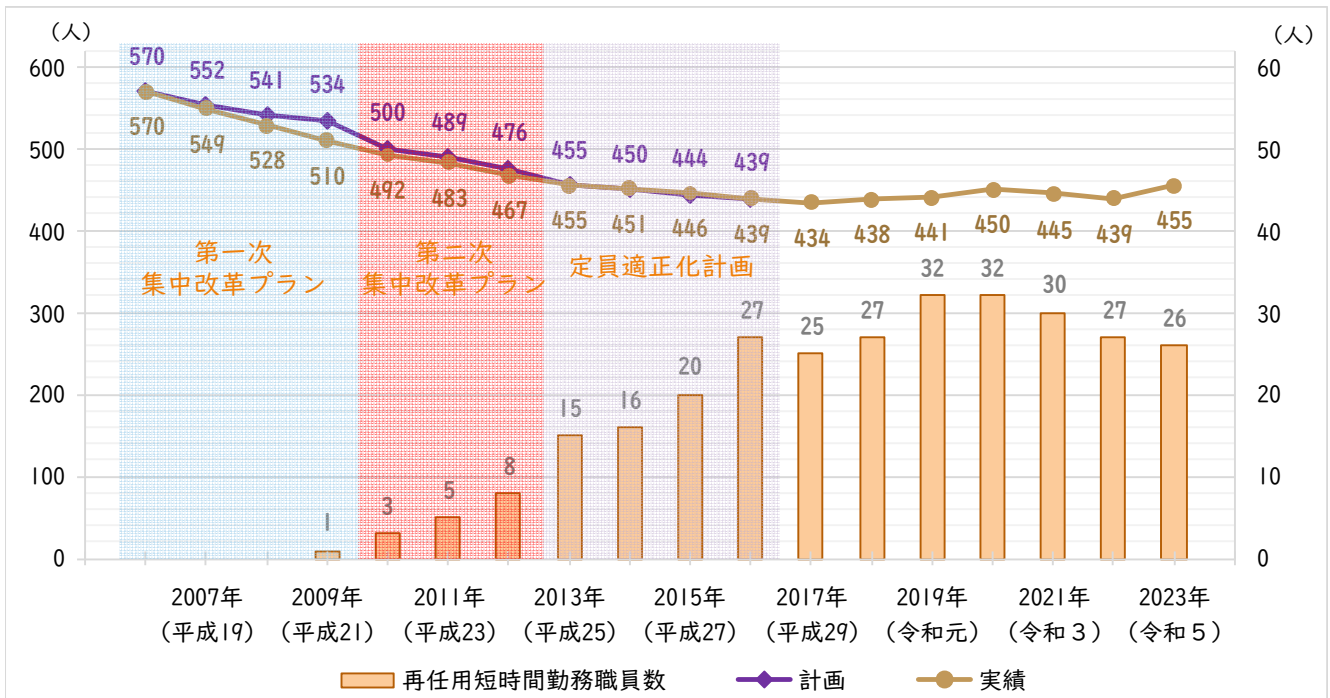
第4章 実施計画 ～持続可能な財政運営～

【定員適正化計画】

区分	年度							
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
前年度退職者数	-	14人	6人	6人	13人	6人	11人	6人
当該年度採用職員数	-	10人 程度	5人 程度	5人 程度	5人 程度	5人 程度	5人 程度	5人 程度
当該年度職員数	455人	451人	450人	449人	441人	440人	434人	433人
(参考) 再任用短時間勤務職員数	26人	24人	19人	15人	17人	14人	12人	5人

- ※ 当該年度職員数は、各年度4月1日現在の普通会計と公営企業会計を合わせた全職員数（定員管理調査の対象となる数）。
- ※ 前年度退職者数及び当該年度採用職員数については見込みの人数。
- ※ 当該年度職員数及び再任用短時間勤務職員数のR5は実人数、R6以降は見込みの人数。
- ※ 定年の段階的な引き上げに伴い定年退職者が見込まれない年度についても、安定的な職員採用の確保が必要なことから、各年度の採用人数を平準化した採用計画とする。
- ※ R12の職員数は、本市の将来人口推計に近い32,500人から33,500人の人口の範囲内にあるR4の類似団体職員数の平均を基に、段階的に定年が引き上げられる期間（R5～13）における再任用短時間勤務職員の見込人数及び確保すべき職員採用人数を考慮して算出した。

(参考) 職員数の推移



② 業務効率化に向けた職員研修

職場内における各業務の効率化を図るため、自治体DXや業務プロセスの見直し等による事務の効率化・簡素化を推進する中で、変革する業務の手法に対応するため、職員研修を実施します。

③ 職員の能力開発及び育成

今後、『指宿市人材育成基本方針』の見直しを実施し、地方公共団体職員に求められる能力の開発、育成を図ります。また、鹿児島県市町村研修センターにおける特別研修等を活用し、庁内公募により希望者を募ることで、人材育成の基本である自己啓発意欲のきっかけをつくとともに、職務遂行に必要な知識・技能の習得を目指します。

【スケジュール】

項目	実施時期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度～令和12年度
2. 1 職員数の適正管理と人材育成			
① 定員適正化計画の策定及び計画に基づく運用	計画策定	定員適正化計画に基づく運用	
② 業務効率化に向けた職員研修	業務効率化に向けた職員研修の計画・実施		
③ 職員の能力開発及び育成	人材育成基本方針の見直し	方針に基づく職員研修の実施	

※ 定員適正化計画

定員モデルや最近の類似団体の状況、県内自治体の職員数等を考慮しながら、年次的な退職者数や採用職員数を踏まえた、職員数の目標を定めた計画。

※ 会計年度任用職員

業務繁忙期や職員に欠員が生じたときなどに、職員の補助として1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員のこと。

※ 人事院勧告

民間と国家公務員の給与水準を比較検討し、双方の給与水準が保たれるよう給与改定の内容を内閣と国会に提出(勧告)するもので人事院が行う。地方公務員は、人事委員会が人事院勧告に相当する業務を行うが、本市のように人事委員会を持たない団体は国の改定が目安になる。

※ 働き方改革

働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革。

※ 市民協働

市民と行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、お互いに補完し、協力し合ってまちづくりに取り組むこと。

※ 集中改革プラン

平成17年3月29日総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のため新たな指針」の策定のため、行政改革大綱に基づき具体的な取組を住民に分かりやすく明示した計画のこと。

※ 権限移譲

法令で都道府県知事の権限とされている事務を、都道府県条例の定めるところにより、特例的に市町村長の権限とする制度。

2. 2 多様な任用形態の活用

【基本的な考え方】

再任用職員※，臨時的任用職員※，会計年度任用職員の多様な任用形態を活用して，担うべき業務の範囲を明確にし，デジタル化をはじめとした業務改善による事務の効率化を推進しながら，効果的な配置に努めます。

【具体的な取組】

① 再任用職員の効果的な配置

若手職員へのノウハウ等の伝承やこれまでの行政経験を活かした市民からの相談対応など，培った知識や経験が活かせる効果的な配置を行います。

② 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の多様な任用形態の活用

職場状況（育児休業や業務繁忙期など）や，業務の性質，業務量等を考慮しながら，最も効果的な任用形態を検討し，必要な人材を必要な部署に配置できるよう，引き続き，客観的な能力実証による選考を毎年度実施し，新たな職への配置については，公平性の観点から公募による選考を行うなど適正な任用を行います。

また，組織機構のスリム化，自治体DX等による事務の効率化・簡素化を見据え，最少の人数で行政サービスの質を維持するために，適正かつ効果的な任用・配置を行います。

【スケジュール】

項目	実施時期（毎年度実施）	
	6月～8月	9月～3月
2. 2 多様な任用形態の活用		
① 再任用職員の効果的な配置	職場状況調査・分析	次年度配置案 検討・決定
② 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の多様な任用形態の活用	職場状況調査・分析	次年度配置案 検討・決定

※ 再任用職員

公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢60歳から65歳への引き上げに伴い，令和5年度から定年が65歳へ段階的に引き上げられるまでの間で，再任用を希望する場合に65歳まで任用される職員。

具体的には，60歳を超えて定年までの間に実施する定年前再任用短時間勤務職員と，定年を超えて65歳までの間に実施する暫定再任用職員（常時勤務又は短時間勤務）のこと。

※ 臨時的任用職員

地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律に基づいて臨時的に任用される職員。

2.3 給与等の適正管理

【基本的な考え方】

国家公務員の給与制度及び人事院勧告等に準じた適正な給与制度の運用に努めます。  
 また、働き方改革の観点から事務事業の見直しや業務効率化の徹底を図り、時間外勤務の縮減に努めます。

【具体的な取組】

① 適正な給与制度の運用

毎年度実施される人事院勧告等の内容に基づき、国家公務員の給与制度等との整合性を図り、適正な給与制度の運用に努めます。

② 時間外勤務の縮減

職員が担うべき役割や業務の整理・見直しを行い、民間委託等の積極的な活用、自治体DX等による事務の効率化・簡素化を推進します。

また、職員のワーク・ライフ・バランスを考慮し、勤務振替制や時差出勤制度、ノー残業デーの取組等を積極的に推進した上で、長時間にわたる時間外勤務については分析等を実施して、時間外勤務の縮減を図ります。

【スケジュール】

項目	実施時期
	令和5年度～令和12年度
2.3 給与等の適正管理	
① 適正な給与制度の運用	人事院勧告等に基づく関係条例等の整備
② 時間外勤務の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化・簡素化</li> <li>・勤務振替制，時差出勤制度，ノー残業デー等の積極的な推進</li> <li>・時間外勤務の分析等（随時）</li> </ul>



2. 4 組織機構の見直し

【基本的な考え方】

市職員が担うべき役割や業務の整理を行い、業務の民間委託や指定管理者制度<sup>※</sup>の更なる導入等を検討するなど、組織機構のスリム化を図ります。

【具体的な取組】

① 定員適正化計画に沿った組織機構の見直し

組織機構については、それぞれの職場が抱える課題の解消に努めるため、職場状況ヒアリング・分析等を実施し、定員適正化計画に沿った市民に分かりやすい組織を構築します。

また、類似団体の状況も踏まえ、職員数に見合った組織体制とするために部制の見直しを行い、課制への移行を検討します。

② 更なる民間委託等の検討

民間の知識やノウハウ等を活用することで、効率的・効果的な業務執行につながるものはないかという視点から実施事業の見直しを行い、他の自治体で大きく成果が出ているものについて、更なる業務の民間委託や施設の指定管理者制度導入を検討し、組織のスリム化を図ります。

【スケジュール】

項目	実施時期（毎年度実施）	
	6月～8月	9月～3月
2. 4 組織機構の見直し		
① 定員適正化計画に沿った組織機構の見直し	職場状況調査・分析	次年度配置案検討・決定
令和5年度～令和12年度		
② 更なる民間委託等の検討	更なる民間委託等の検討	

※ 指定管理者制度

公共の福祉を増進するために市が設置した施設について、その管理運営を行う民間事業者やNPO法人等を「指定管理者」として指定し施設の運営を行う制度。

第3節 公共施設等の管理・運営の最適化

3. 1 指宿市公共施設等総合管理計画の進捗管理

【基本的な考え方】

『指宿市公共施設等総合管理計画』に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な整備、管理、有効活用を推進します。

また、個別施設計画の未策定施設については、早急に計画を策定します。

【具体的な取組】

① 公共施設等の適正配置と施設総量の縮減

『指宿市公共施設等総合管理計画』において、令和3年度末時点から今後36年間で予想される公共施設等の更新費用1,344億円を24%縮減することを目標としていることから、既存施設に複合的役割を持たせることによる施設の集約化を検討するとともに、財政負担の平準化を図りながら、用途廃止となった施設の解体や売却等を進めます。

② 個別施設計画の策定・見直し

個別施設計画の未策定施設については、早急に計画を策定します。

また、個別施設計画を策定済みの施設については、施設の活用状況や管理に係る費用対効果を随時検証し、管理方針に見直しが必要な場合や施設総量の縮減等を図る場合は、当該個別施設計画の見直しを適宜行います。

【スケジュール】

項目	実施時期
	令和5年度～令和12年度
3. 1 指宿市公共施設等総合管理計画の進捗管理	
① 公共施設等の適正配置と施設総量の縮減	既存施設の集約化・複合化
	施設解体の計画的な実施
② 個別施設計画の策定・見直し	個別施設計画未策定施設の計画策定
	個別施設計画の方針見直し

3. 2 公共施設等の長寿命化

【基本的な考え方】

公共施設等の管理を予防保全型管理に切り替え、長寿命化に係る費用の平準化を図るため年次的な計画を策定します。

また、維持管理・更新においては省エネルギー設備や再生可能エネルギーの積極的な活用を検討します。

【具体的な取組】

① 予防保全型管理のための管理計画の策定

施設に不具合が生じてから、修繕や更新を行う事後保全型管理から、定期的に取り換えや交換・更新を行う予防保全型管理への切り替えを行います。

施設の長寿命化のための修繕等については、財政負担の平準化を図るための、年次的な管理計画を策定し、施設の状況変化に応じて随時見直しを行います。

② 維持管理費及び温室効果ガス排出量の縮減に向けた設備等の導入

施設の長寿命化のための修繕等を行う際は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利活用の検討を行い、導入コストに係る財源や設備の更新費用について検証を行った上で、導入効果が高いと見込まれる施設については設備等の導入を行い、維持管理費や温室効果ガス排出量の縮減に努めます。

【スケジュール】

項目	実施時期
	令和5年度～令和12年度
3. 2 公共施設等の長寿命化	
① 予防保全型管理のための管理計画の策定	予防保全型管理のための管理計画の策定 及び毎年度の見直し
② 維持管理費及び温室効果ガス排出量の縮減に向けた設備等の導入	省エネルギー設備等の導入検討・実施

3.3 公共施設の再編・統合の推進

【基本的な考え方】

公共施設等の総量を縮減するために、公共施設の再編・統合を推進し、役割を終えた施設については、解体や売却等を進めます。

【具体的な取組】

① 施設の統合・集約化

機能が類似する施設については、活用状況を調査し可能な限り集約します。

老朽化した施設については、単純に建て替えや改修等を行うのではなく、他の施設との複合化を推進します。

② 役割を終えた施設の有効活用

行政目的としての役割を終えた施設は、国・県の補助金返納に該当する施設かを確認した後、該当する施設については所定の手続きを行った上で、他の機能での有効活用を推進します。

行政での活用見込みがない施設については、民間事業者等への売却等を検討し、施設の老朽化が著しい場合は、施設解体後に土地等の売却等を行います。

【スケジュール】

項目	実施時期
	令和5年度～令和12年度
3.3 公共施設の再編・統合の推進	
① 施設の統合・集約化	施設の統合・集約化の検討・実施
② 役割を終えた施設の有効活用	行政目的として役割を終えた施設の有効活用及び売却等

3. 4 公共施設等の運営方法の適正化

【基本的な考え方】

公共施設等に対する市民ニーズの変化に対応するため、効率的・効果的な運営方法を検討します。

【具体的な取組】

① 運営の民間委託等の推進

公共施設等の運営方法について、維持管理費の縮減や市民サービスの向上を図るため、民間事業者への委託や指定管理者制度の導入等を推進します。

また、民間の資金やノウハウを活用することで、質の高いサービス提供やコスト削減などの効率的・効果的な利活用が見込まれる施設については、財産の売却又は貸付を積極的に検討します。

② PPP\*/PFI\*の導入の検討

効率的で良好な公共サービスを市民等に提供するため、公共施設等の整備・運営管理等に民間の資金や技術能力が活用できないか検討します。

【スケジュール】

項目	実施時期
	令和5年度～令和12年度
3. 4 公共施設等の運営方法の適正化	
① 運営の民間委託等の推進	民間委託等の検討
② PPP/PFIの導入の検討	制度等の導入の検討

※ PPP 英語：Public Private Partnership(パブリック プライベート パートナーシップ)の略。

公共施設等の建設，維持管理，運営等を行政と民間が連携して行うことにより，民間の創意工夫等を活用し，財政資金の効率化等を図るもの。

※ PFI 英語：Private Finance Initiative(プライベート ファイナンス イニシアティブ)の略。

民間の資金や技術的・経営ノウハウを積極的に活用して，効率的で質の高い行政サービスを提供すること。PPPの手法の一つ。

第4節 自治体DXの推進

令和5年3月に策定した『指宿市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進ビジョン』に基づき、オンライン申請の拡充や、各種証明等のコンビニ交付サービスの利用促進により、住民サービスの質の向上を図り、「書かない・待たない・行かない」窓口の構築を目指します。併せて、内部管理業務のデジタル化を図ります。

4. 1 各種行政手続きのデジタル化

【基本的な考え方】

行政手続きのデジタル化については、市民の利便性向上や行政の効率化の効果が高いことから、利用可能なサービスの拡充に努めます。

【具体的な取組】

① 鹿児島県電子申請システム※の活用推進

県及び県内全市町村で運営している鹿児島県電子申請システムを活用し、市民の利便性向上等を考慮し、申請件数が多い手続き等のオンライン化に取り組みます。

② マイナンバーカードの活用推進

マイナンバーカードを活用した行政手続きを実施することで、業務の効率化が図られ、市民の利便性も向上することからコンビニ交付サービスの利用促進を図るとともに、マイナポータルぴったりサービス※についても、国の指針に合わせ、サービスの拡充に取り組みます。

【スケジュール】

項目	実施時期			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8~12年度
4. 1 各種行政手続きのデジタル化				
① 鹿児島県電子申請システムの活用推進	実施	検証・活用推進		実施・改善
② コンビニ交付サービスの利用促進	実施・利用促進		実施・検証	実施・改善
②' マイナポータルぴったりサービスの活用推進	実施	検証・活用推進		実施・改善

※ 鹿児島県電子申請システム

県内自治体が共同で運営する申請・届出等をインターネットを利用し行うシステム。

※ マイナポータルぴったりサービス

政府が運営するマイナンバーカードを使い行政手続きを行うシステム。

4. 2 システム標準化・共通化及び内部管理業務の見直し等の推進

【基本的な考え方】

国の標準化基準に適合したシステムへの移行を推進するとともに、内部事務についても書面・押印・対面の内部管理業務の見直し及びペーパーレス化を推進します。

【具体的な取組】

① 国の標準化基準に適合したシステムへの円滑な移行

国の標準化基準に適合したシステムを導入することで、システム調達や法律改正等の業務及び調整に係るコストや維持管理費用が削減される効果があることから、国の仕様書に基づき開発される情報システムと現行システムの比較検討・分析を行い、国が示す令和7年度末までの円滑なシステム移行を目指します。

また、新たなシステムへの移行に合わせた、業務手順等についての見直しを行い業務の効率化を図ります。

② 内部管理業務の見直し及びペーパーレス化の推進

内部事務のペーパーレス化や事務の効率化を図るために、先進自治体の事例を参考に電子決裁や行政文書の電子管理を導入します。

また、財務事務や課税事務等の定型業務へのAIやRPA※等の新たな技術の効果的活用についても検討します。

【スケジュール】

項目	実施時期			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8~12年度
4. 2 システム標準化・共通化及び内部管理業務の見直し等の推進				
① 現行システムと新システムの比較検討・分析	調査・検討		検証・実施	実施・改善
①' 新システムに合わせた業務手順等の見直し	調査・検討		検証・実施	実施・改善
② 電子決裁等の導入	調査・検討	導入	実施・改善	
②' 新たな技術の効果的活用	調査・検討			

※ RPA 英語：Robotic Process Automation(ロボティック プロセス オートメーション)の略。

人がパソコン上で行っている作業を、人が実行するのと同じかたちで自動化する機能。人が操作するのと同じように、複数のシステムやアプリケーションを操作し、実行することが出来る。

第5節 広域連携や第三セクター等の有効活用による業務の推進

広域連携で実施している事業について、各組合と関係市にて連携を図り、効率化を推進します。

また、第三セクター等についても、それぞれの課題解消に向けた事業見直しを実施します。

5. 1 一部事務組合の効率的運営の推進

【基本的な考え方】

広域連携で消防行政を担う指宿南九州消防組合やごみ・し尿処理施設を管理・運営する指宿広域市町村圏組合について、各組合と関係市にて連携を図り、効率的な運営について引き続き協議を行います。

【具体的な取組】

① 指宿南九州消防組合との協議

指宿南九州消防組合と構成市である南九州市と本市において、迅速で効果的に対応できる消防体制・救急体制について、引き続き協議を行います。

② 指宿広域市町村圏組合との協議

指宿広域市町村圏組合と構成市である南九州市と本市において、ごみ処理施設、し尿処理施設及び管理型最終処分場の効率的な管理運営について、引き続き協議を行います。

また、将来の人口減少を見据え、更なる広域連携についても検討します。

【スケジュール】

項目	実施時期
	令和5年度～令和12年度
5. 1 一部事務組合運営の効率化推進	
① 指宿南九州消防組合との協議	迅速で効果的に対応できる体制に関する協議
② 指宿広域市町村圏組合との協議	効率的な管理運営についての協議



5. 2 第三セクター等の経営健全化

【基本的な考え方】

指宿市土地開発公社の負債は市の将来負担比率に影響を及ぼすことから、公社の保有地については、有効活用等を図るとともに、売却可能な土地については売却を進め、経営健全化の推進に努めます。

【具体的な取組】

① 指宿土地開発公社の経営健全化

保有地の有効活用等を図るとともに、売却可能な土地については売却の推進に努めます。

【スケジュール】

項目	実施時期
	令和5年度～令和12年度
5. 2 第三セクター等の経営健全化	
① 指宿土地開発公社の経営健全化	保有地の有効活用等及び売却